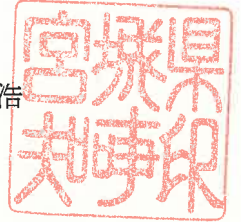


令和7年7月15日

参政党 代表 神谷 宗幣 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩



街頭演説に対する抗議について

街頭演説日 令和7年7月13日（日）

街頭演説場所 仙台駅周辺

令和7年7月13日（日）に行われた貴党の街頭演説の中で、本県の上下水道が取り上げられました。

演説では、本県の一部の上下水道において、「水道事業を民営化し、外資へ売った」と説明されていたことについて、下記のとおり抗議し、謝罪・訂正を強く求めます。

1. 事業方式について

本県のみならず全国の水道事業体の多くは、人口減少等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、今後施設や管路等の大規模な更新時期を迎えるなど、厳しい経営環境に置かれています。

本県が全国に先駆けて水道事業に公共施設等運営権制度を導入した「みやぎ型管理運営方式」は、完全民営化とは決定的に異なる「官民連携事業」です。

具体的には、県が引き続き、最終責任を持ち、公共サービスとしての信頼性を保つため、施設の所有権及び事業の認可事業者としての立場を県が有したまま、20年間の長期契約により浄水場等の運営と維持管理を民間事業者に委ねるもので、本県が事業の最終責任を負って、安全・安心な水をできる限り低廉な価格で将来も提供していくための取組であります（これまでも、同様に指定管理者制度等を活用し、維持管理は民間事業者に委ねていました）。

水質については、従来よりも厳しい県独自の基準を定め、運営権者が独自に検査項目、検査頻度、目標値を追加しています。水道法に基づく水質検査については、いままでどお

り県が行なっており、従来以上の安全・安心を確保しています。

水道料金の改定については、これまでどおり、県と市町村の協議を経て、県議会の議決により決定されるもので、民間企業に料金改定の権限を与えない仕組みにしています。

2. 事業運営について

この「みやぎ型管理運営方式」に参入する民間事業者の条件は、大規模な浄水場等の運営実績を有することや、日本法人に限定しており、国内10社の共同出資により設立された特別目的会社である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が事業を運営しております。この共同出資企業には外資系企業も含まれておりますが、その最大株主は国内水処理最大手のメタウォーター株式会社（議決権株式51%保有）であり、「外資へ売った」事実もありません。

また、出資企業の1つである外資系企業の「ヴェオリア・ジェネッツ株式会社（議決権株式18%保有）」は、日本法人であり、その親会社である「ヴェオリア・ジャパン」の代表取締役会長は、一般社団法人日本経済団体連合会副会長を務められています。

代替性の無い公共施設である水道事業に関して、街頭演説を通じ、誤った情報を発信し、県民に対して過度な動揺や不安を与えるようなことは、決して許されるものではなく、本県といたしましては、今回の演説内容に対して強く抗議いたします。

直ちに貴党として、公式に謝罪・訂正し、その内容について令和7年7月19日（土）までに下記担当宛て報告するよう求めます。

(担 当)

宮城県企業局水道経営課

担当者：臼井・亀井

電 話：022-211-3430

FAX：022-211-3499

電子メール：suikeik@pref.miyagi.lg.jp